

Ⅲ 東院園池西南地区の調査(第120次)

平城宮跡発掘調査部では、昭和42年度の第44次調査以来東院地区の調査を継続的に行なっており、次第にこの地区の様相が明らかになりつつある。まず従前の調査の成果について概観しておこう。第44次調査においては東院の東南隅に庭園遺構の存在を確認するとともに、大垣・埴地、坊間・条間大路等の条坊関係の遺構についても貴重な資料をえた。

第44次調査地の北接部を対象として行なった昭和51年度の第99次調査では、先に一部検出された園池(SG5800)の東限・北限を明らかにするとともに、SG5800に新旧2時期ある事を確認した。今回の調査と直接関連するため、第99次調査で確認された新旧の池の状況について少し詳しく述べておきたい。旧池SG5800Aは鍵の手状に伸びる複雑に彎曲する汀線を持ち、岬・入江を配し、池底に沿って扁平な安山岩を、池の中央・岸には部分的に大ぶりの玉石を敷いている。新池SG5800Bに比べ深く、岸の立ち上りも急である。新池SG5800BはAの形状を踏襲するが汀線まで全面に玉石敷きとし、岬や入江の出入りが大きくなるとともに岸のスロープも緩やかで曲線的な形状になる。北岸には築山を築き、岬や入江にも奇岩を配している。北西岸には池に突き出す建物があり、池の中にも棧敷状の施設を設けて、橋を架ける。出土遺物から、旧池は遅くとも天平年間には既に造られており、新池は勝宝年間頃に改修され、平安時代初期まで存続する事も明らかになっている。

池の北岸地域を対象とした昭和53年度の110次調査では、池に関連する諸施設を検出するとともに、庭園遺構の北限を確認した。この地域は、奈良時代から平安時代初めにかけて9期に及ぶ造替があり、庭園施設や庭園の北限も時期によって変遷する事が明らかにされている。

今回の第120次調査はSG5800の西南岸と庭園の西限と池西辺部の性格を明らかにするために行ない、合わせて南面大垣・埴地・2条条間大路についても従来の成果を補足するために調査した。調査は昭和55年1月8日に開始し、4月17日現在

継続中である。調査面積は約2500㎡である。調査地は宇奈多理神社の南で造営以前の地形は神社の鎮座する台地の縁辺部の湿地帯にあたり、地山面は西北が高く、東南に向かって緩やかに傾斜する。地山面は灰黒粘土・灰青砂がベースで、この面で古墳時代の溝・ピットを検出している。

遺 構

検出した主要な遺構は掘立柱建物11・塀11・溝16・井戸2・池1・通路2である。それらは、層位や重複関係から9時期に分かれる。

A 期 東院造営時から庭園造営までの時期である。検出した遺構には、発掘区西辺部の素掘りの南北溝SD29・32・33がある。いずれも地山面に掘られたもので、上層遺構の保存を期し地山まで掘り下げなかったため流路方向は定かでない。これらの溝は、南面大垣築造以前のもので東西溝SD01Aに合流する。SD01Aは素掘りの南北溝で巾1.0m、深さ約0.5mで南流する。的門周辺で検出されている大垣築造以前の東西塀SA5505は、この溝と時期的には対応するが、大垣基壇断ち割りはまだ行っていないので、両者の関係は詳らかでない。この他、A期の遺構としてはB期の井戸SE12の掘形断面に検出した柱掘形があるが、全容はまだ不明である。2条条間路の北側溝は1回、南側溝は3回の改修があり、A期の側溝巾は定かでないが、2条条間路の幅員は全期間を通じて最大である。後述するが、A期は非常に長い期間にわたっており更に細分できる可能性がある。

B 期 東面大垣の西約70mの地点に南北溝SD04を配し、東方の庭園遺構を区画する。SD04は側と底に河原石を用いる玉石溝で、幅0.5m、深さ0.3mある。SD04は南面大垣SA5505の雨落溝SD01Bにとり付く。SD01Bも同様な玉石溝であるが、側石・底石は部分的にしか残存しない。SD04の西約4mの位置に3×4間の北庇付東西棟SB13がある。SB13は桁行・梁行とも10尺等間、妻柱列に南北方向の塀SA24・25がとり付く。SA24は3間で終り、SA25は4間分検出した。いずれも10尺等間である。SB13の南約2mには東西に長い矩形の井戸SE12があり、井戸の内法は、長辺5.7m、短辺2.6m、深さ0.7m、掘形は、長辺6.7m、短辺4.1mを測る。井戸枠は、1段しか残っていないが、厚さ約3cm、幅

約15cm、長さ3.0mで、井戸としては比較的薄い板を使用し、長辺は2枚の板をつないでいる。SE11の埋土からは平城宮第Ⅲ期の瓦6282・6721が多量出土し、B期の年代の一端がうかがえる。南面大垣SA5505は残りが悪く、東辺部に若干基壇土を残す程度であるが、部分的に断ち割りを行ない掘り込み地業を確認した。SA5505の北雨落溝SD01は、北辺の造替と対応し、3回改修されており、時期によって南北に移動する。南雨落溝SD43は残りが悪く一部でしか検出できなかったが、北雨落溝と異なり、全時期を通じてほぼ一定した位置にあると考えられるB期のSA5505の基壇幅は、両雨落溝の心々距離から20尺に、築地基底巾は一部で残った寄せ柱据え付け痕跡から7尺に復原できる。従前の調査の成果から、旧池SG5800AがB期に併行する事はほぼまちがいない。SG5800Aは、上層池保存のため数ヶ所に小トレンチを入れて確認し、貴重な資料を得た。SG5800Aの掘形は地山から掘られ、西岸では掘形底線よりややひかえて石積擁壁を築き、裏込として礫・粘土を詰めている。北岸及び南岸の一部の状況は、西岸とは様相を異にする。特に北岸では、緩やかなスロープを作り、比較的大きな玉石を敷きつめている。このスロープは西岸の石積擁壁を埋めたてて作られている。また池の南半部でも99次調査結果と同様、扁平な花崗岩を敷いた底面が検出されたが、底石は掘形の上の盛土面に敷かれている。両岸とも石積擁壁の基底部とスロープから連なる底面とはレベル的に一致しない。以上のような状況から旧池が更に2時期に分れるのか部分的な改修なのか、それとも造営の手順の差か、あるいは同一時期で当初から意図された岸の化粧の差なのか、現在確定しがたい状況にある。池の西岸部の汀線の状況は中央に半島が突き出す程度で比較的単調である。今回の調査で旧池SG5800Aの西南隅には第44次調査で検出した玉石を敷く屈曲する流杯渠SD5850が取り付く事を確認した。また西南隅には、雨落溝に取り付く平城宮造営方位に合う南北溝SD02も検出した。両者とも池の排水に関係するが、流杯渠は公式行事に、SD02は常時の排水に使用されたと考えることができよう。

C期 B期のSD04のすぐ西と、それから西に16.8m(56尺)離れた位置に2条掘立柱南北塀SA06・SA22を建て、東と西を区画し、中に2×4間東西棟

S B 16を配す。S A 06は15間分、S A 22は13間分を検出した。両者ともに柱間は10尺等間でそれぞれ西側に玉石を敷いた雨落溝S D 08・S D 23をともなう。S D 08は、S A 5505の部分では暗渠となり、雨落溝に合流する。S B 16は、桁行・梁間ともに9尺等間で、北に雨落溝S D 17を伴う。南面大垣S A 5505にくぐり門S B 40 Aを設け、その北に目隠塀S A 09を設ける。S B 40 Aは柱間15尺(4.5m)、S A 09は3間で10尺等間。S A 5505の北雨落溝はA期のS D 01 Bを踏襲する。

D期 基本的にはC期と同様な配置であるが、C期の南北塀S A 06・雨落溝S D 08、S B 40を踏襲する一方で、S B 16をとりこわし西側の南北塀を2mほど東にずらし、新たにS A 20 Aと玉石組の雨落溝S D 21を設け、目隠塀S A 09を建て替えS A 10を配す。S A 20 A・S A 10ともに10尺等間。S G 5800 Aはこの時期まで続くと考えられる。

E期 E期に移ると様相が一変する。調査区全面がバラス敷きとなり、前代のS A 06の位置に造営方位より西に北で約3度ほど偏する南北塀S A 05と雨落溝S D 03を設ける。S A 20 Aの西約8.4mに新たに南北塀S A 28を設ける。S A 28は11間で終り、更に東に折れS A 15となり、S A 05に取り付く。3条の塀で囲まれた内部は、なんらの施設もなく広場として利用されたのであろう。S A 28の南端には2×2間の総柱建物があり、S A 28は妻柱に取り付く。S A 15にはS D 26、S A 15にはS D 14の玉石溝が付随する。この時期の雨落溝はいずれも側に玉石を立て底には砂利を敷いたものである。S D 26はS B 27に規制され、一旦東に折れ、側柱に沿って南流する。S A 05は10尺等間、S A 15・S A 28は8尺等間、S B 27は梁行8尺、桁行8尺・10尺である。S A 15の南面、S A 28の東面のバラスには、柱筋に直交する方向に約10cm幅の目地を入れてある。目地の延長は、S D 14の南、S D 26の東のバラス面でも検出したが、性格については不明である。前述したすべての建物掘形はバラスを敷く以前に掘られている。この時期の南面大垣S A 5505も改修された可能性が強いが、その方位と雨落溝については定かでない。池西辺のバラス面と新池S G 5800 Bのバラスとは一連のもので、上層池の造営と西辺部の造営が規を一にして行なわれた事を物語る。S G 5800 Bは基本的にはAの形

状を踏襲するが、汀線はAより広がり岸から底面にかけての傾斜は緩くなる。半島部も粘土を貼り付けて拡張し、半島の周辺及び池尻には奇岩を加えている。今回の調査でS G 5800 Bの全容が判明し、先の調査成果と合わせて南北最大巾60m、東西最大巾60m、総面積1520㎡にも及ぶ事が明らかになった。

E期の改作は宮外にも及び、2条条間路南側溝を約3m程北に移し、(S D 41 B)、条間大路の幅員をせばめている。S D 41 Bは巾約4.5mを測る。

F期 E期のS A 05・S D 03を踏襲するが、西辺にあった南北塀S A 28を東に約8.1mずらし(S A 20B)、北辺の東西塀も北に約8.4mずらしS A 18を設け、南北に長い区画を作っている。S A 20 B西約5m隔てて3×7間の東庇付東西棟S B 30を配す。S A 20 BとS B 30のほぼ中間に玉石溝S D 23 Bが配されている。S A 18・S A 20 Bは10尺等間、S B 30は8尺等間で、掘形は小さく、西側柱列の一部に残る柱根も直径15cmに満たない(F期はE期と次に述べるG期の過渡的な様相を示す建物配置をとっている)。

G期 東面大垣の西約70mの位置に南北塀S A 07、さらに西に13.5m隔てて南北塀S A 20 Cを配し、南面大垣S A 5505にくぐり門S B 40 Bを開く。S A 20 Cの西約5mの位置に3×7間の西庇付南北棟S B 31を配す。S A 07とS A 20 Cの中心線は、南面大垣長を3等分したうちの西から $\frac{2}{3}$ の地点にあたる。2条の南北塀の南端掘形は、一部で検出した大垣の寄せ柱の穴と接するほど大垣に密着して掘られる。S A 07・S A 20 Cには抜取穴はなく、柱根が残り、東院廃絶までこの塀が機能していた事を物語る。両者ともに10尺等間で、S A 07は15間分、S A 20 Cは13間分検出した。S B 31は、2条の塀と柱筋を揃え、造営が極めて計画的に行なわれた事実を示す。身舎は桁行・梁行ともに10尺等間、庇は桁行10尺等間、梁間14尺、門S B 20 Bの柱間は15尺である。

G期の改作は宮外にも及び、2条条間大路の北側溝を南に約3m程ずらし(S D 5200 B)、埴地部分を拡張し、側溝に接して東西塀S A 38、その北に南庇付東西棟S B 39を配す。S A 38は7尺等間で、西から6間目と7間目には柱穴がない。S B 39は桁行・梁行ともに8尺等間。2条条間大路南側溝は、溝心は移動しないが

幅をせばめ S D 41 C となる。S D 5200 B は幅約 3 m、S D 41 C は幅約 2.5 m を測り、両者とも石で護岸している。S D 5200 B の岸に沿って護岸の杭列もあり、改修の可能性も考えられる。G 期以前の S D 5200 A 出土木簡から北側溝の改修の時期は天平 12 年以降に想定される。両側溝の心々距離は約 17 m を測る。

H 期 H 期の配置は G 期の配置をほぼ踏襲するが、G 期の 2 条の南北塀で囲んだ空間に建物が配され、この空間地が通路として意識されなくなった段階と考えられる。S B 40 B の北に 1 × 4 間の東西棟 S B 11 が、北方に 2 × 5 間の南北棟 S B 19 が建ち、発掘区西辺には 2 × 4 間の南北棟 S B 34・S B 34 を切る南北棟 S B 35 がある。いずれも柱間が狭く小規模な建物で、S B 11 は桁行 7 尺・梁間 9 尺等間、S B 19 は桁行 8 尺・梁間 7 尺等間、S B 34 は 2 間目と 3 間目の間に間仕切りがあり、桁行・梁間ともに 6 尺等間、S B 35 は梁行は不明であるが、桁行 7 間で 10 尺等間である。埴地部分では、S B 39 をほぼ同じ位置で同規模に建て替えている (S B 39 B)。

I 期 I 期は奈良末以降の時期で、床土を排土した段階で検出された瓦をならべた溝、玉石を敷いた溝、礎石の根石風の石の集積等があるが、後世の攪乱が著しく、遺構配置は定かでない。埴地部分には、2 × 3 間の細い柱根を持つ方位の振れた南北棟 S B 37 と、柱間の揃わない同じく方位の振れた東西塀 S A 36 がある。2 条条間路南側溝はさらに北に移る (S D 41 D)。S D 41 D の底面には小さな土壇があり、その中から奈良末・平安初期の土師器が出土している。埴地部分の S E 42 は径約 5 m 深さ約 6 m 程の円形の掘形をもつ井戸で、井戸枠は全部抜き取られていたが、堆積土中に鎌倉～室町時代の漆器の椀が出土した。

次に各期の年代について記す。B 期の S B 13 の柱抜取穴から、Ⅲ期 (天平 17 年～天平勝宝年間) の軒丸瓦 6282 が、S E 12 の下層堆積からⅡ期 (養老 5 年～天平 17 年) の軒瓦 6225・6663 が、井戸の埋土からⅢ期の軒瓦 6282・6721 が多量に出土している。B 期は天平年間を中心にした時期に比定される。E 期の柱抜取穴からⅢ期の軒瓦が、また E 期以降の柱掘形からⅢ期の軒瓦が出土している。E 期の建物配置が前代とはまったく様相を異にする事、また新池がこの時期に造替される

事を考えれば、E期の造営は平城遷都後の造営と規を一にした可能性がきわめて強い。

遺物

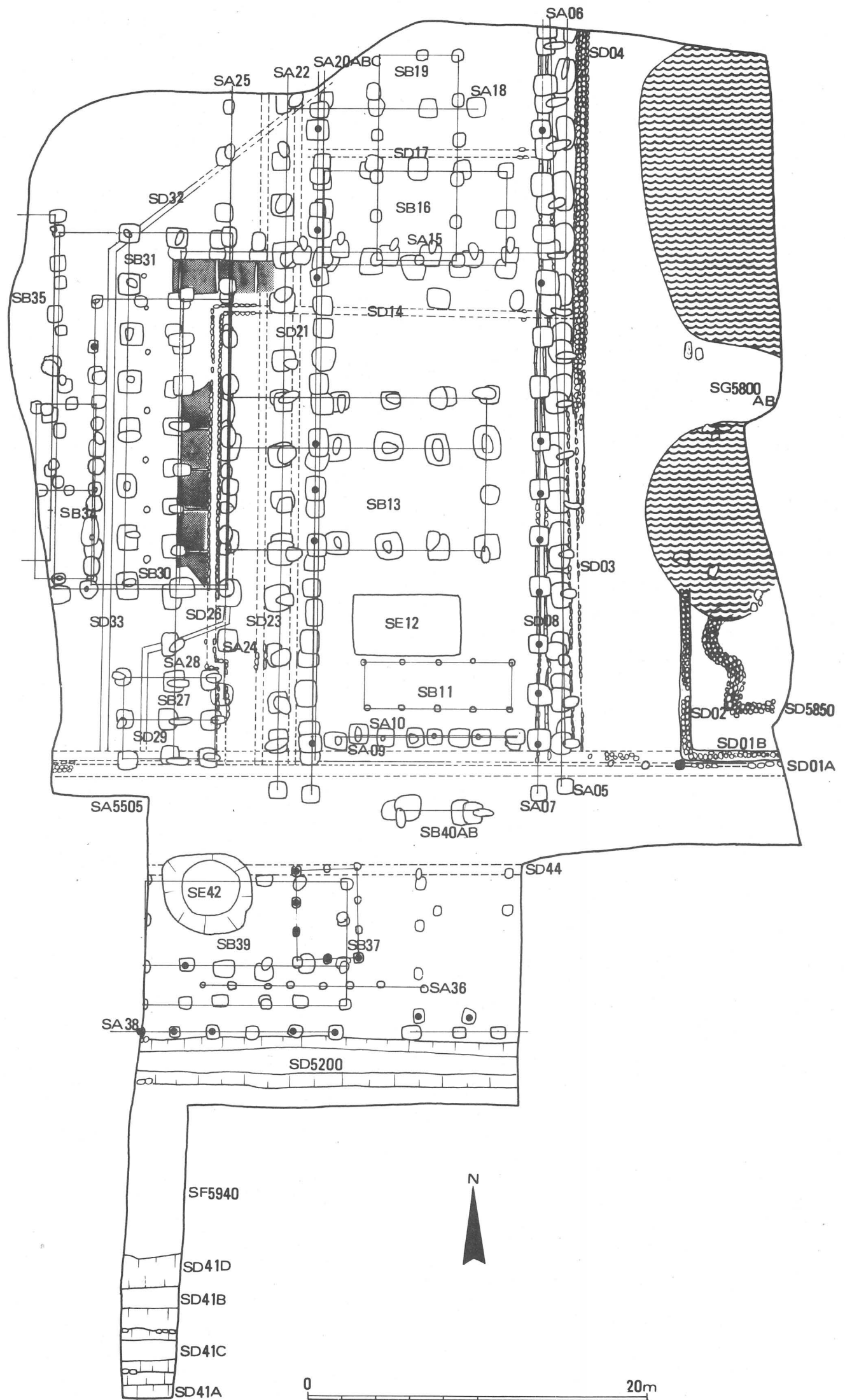
現在調査中であり、遺物の整理も十分行なっていないので、簡単な記述にとどめ、追って年報等で述べることとする。

木簡 4月17日現在出土した木簡の総数は19点であり、多くは2条条間路の北側溝S D 5200から出土したものもある。S D 5200 Aの木簡は保存状態が良好で、北側溝の改修の年代を判断できるものであり、この他、S G 5800 Aの石積擁壁の裏込めから2点出土している。代表的なものをここに報告する。

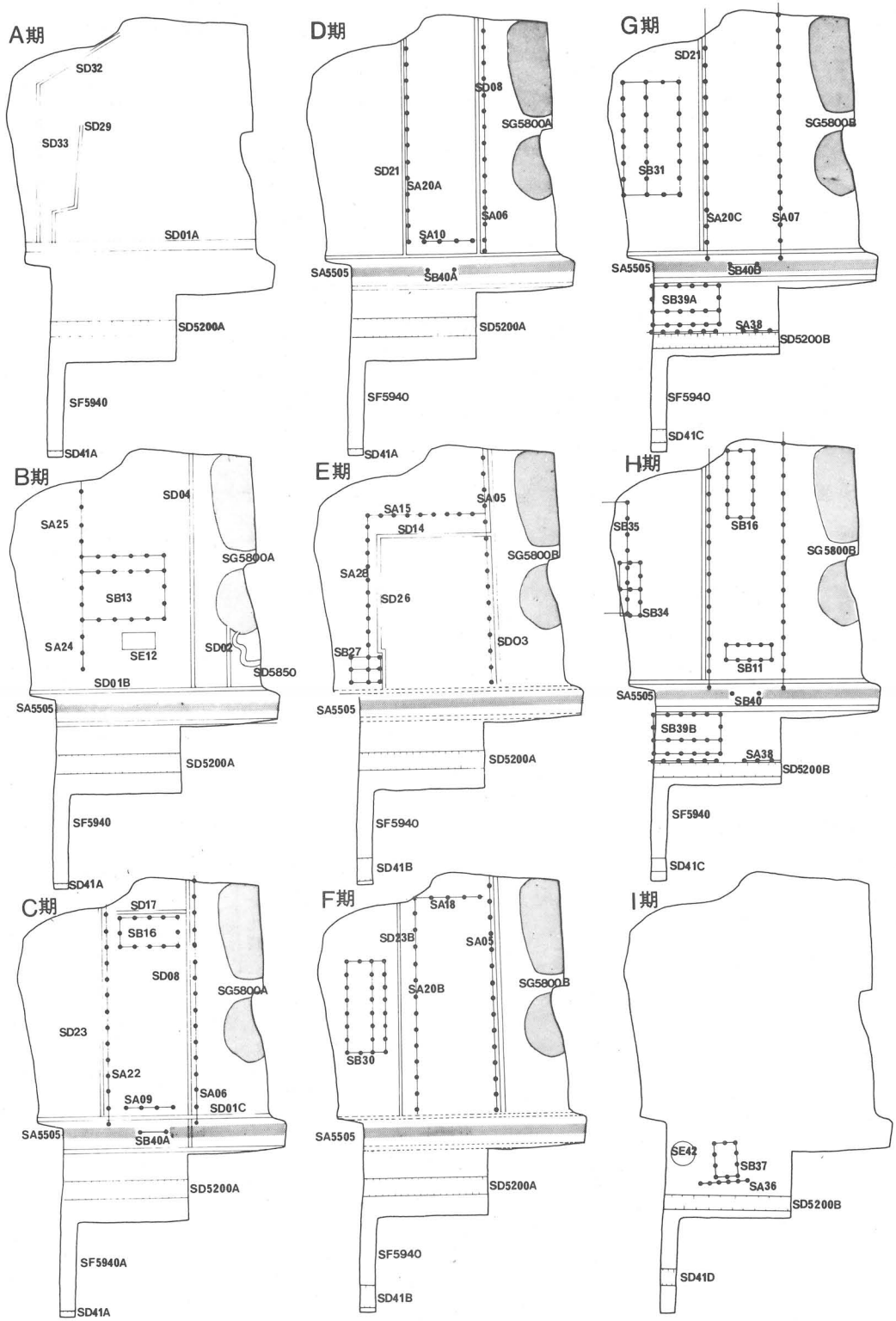
- 後國安那郡山野郷川上里 (表) S D 5200 A 出土
- 矢田マ甲努三斗 右庸米六斗 (裏)
矢田マ木身三斗
- □□□ (表) //
- 養老五年九月廿□ (裏)
- □□^(炊カ)屋_ニ 釘百八十 (表) S G 5800 A 出土
庇ニ
- □ 合釘千九百五十六 (裏)

まとめ

今回の調査の結果、池及び庭園遺構の西限が確認され、新旧両池に関しても新しい知見を得た。特に旧池に関しては、2時期に分かれる可能性もあり、今後、飛鳥奈良時代庭園史上の中で旧池S G 5800 Aの占める位置が問題となろう。池西辺部に関しては9期以上の造替があるが、庭園の西限については各時期ともほぼ一定した位置にあり、池北岸の状況とは様相を異にする。また各時期とも庭園遺構の西限の一面に塀で区画を作っており、この区画は庭園との関連から検討されねばならない。この区画の性格の変遷は、大きく次の4期に分れる。庭園の維持管理施設が作られる時期(B・C期)、周囲を塀でとり囲んだ広場となる時期(E・F期)、通路となる時期、再び維持管理施設が作られる時期(H期)に分かれる。(4月17日記)



第6図 第120次発掘遺構図



第7図 第120次遺構変遷図